



平成30年4月
(創刊昭和50年11月)
第167号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)

農用地は原則転用できません
農地を転用するときは、農地法の許可が必要です。
農地転用とは、農地を農業以外の目的に使用することをいいます。
例えば、農地を住宅や倉庫を建てるための敷地、駐車場や資材置場にするなどです。
農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地へ影響等がない場合に限り、転用を許可しています。

農業振興地域の整備に関する法律に基づき茨木市が策定している農業振興地域整備計画では、所有者の同意に基づき、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域が設定されています。農用地区域に伴う一時転用等を除き原則認められません。

農用地区域内にある農地の転用は、認められません。

農業とみどり推進課 (Tel 620-1672
2)まで。

一時的に農地を転用する場合も許可、届出が必要です

違反転用、事前着工には厳しい罰則があります!

許可を受けず、届出もせずに農地を転用した場合(事前着工を含みます)、許可等の内容と異なる目的に転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。

また、特段の事情がないにもかかわらず相当の期間を経過してもなおこれに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)という厳しい罰則の適用もあります。

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です。
農地転用とは、農地を農業以外の目的に使用することをいいます。
たとえば、農地を住宅や倉庫を建てるための敷地、駐車場や資材置場にするなどです。
農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地へ影響等がない場合に限り、転用を許可しています。

農地の転用には、農地法第4条と第5条の手続があります。
第4条は、自己所有の農地を農地以外のものに外のものにする場合の手続です。農地所有者が許可の申請又は届出を行います。

第5条は、農地を農地以外のものに外のものにする場合の手続です。農地所有者が許可の申請又は届出を行います。

市街化調整区域の農地については農業委員会の許可が、市街化区域の農地(生産緑地を除く)については農業委員会への届出が必要です。工事着手は、許可後又は届出が受理された後となります。

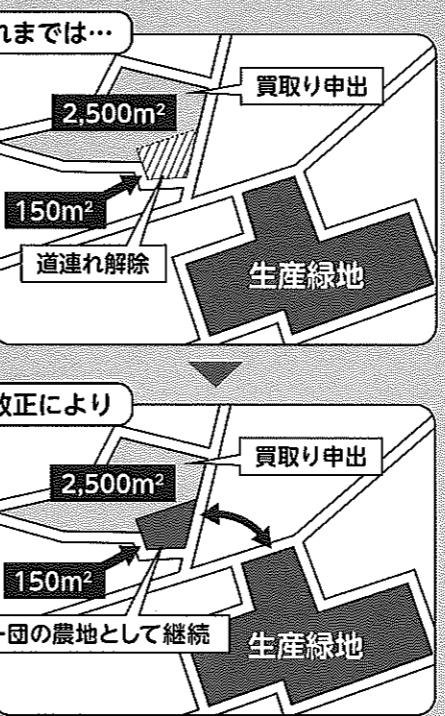
農地を転用するときは 許可、届出が必要です

どのような手続が必要なの?

市街化調整区域の農地転用は、法令で特に厳しく基準が定められています。基準を満たさない農地に転用事業を計画しても、許可を受けられません。また、市街化区域の転用届出についても、一定の条件が必要です。農地転用の手続には、分かりにくく部分もありますので、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会にご相談ください。

転用の相談をしたいときは?

農地の一団性要件の緩和



平成29年6月15日に、生産緑地法の一部改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。生産緑地法の一部改正の概要是、次とおりです。

これまで物理的に一體的な地形的まとまりを有している農地等の区域を一団のものとして定め、生産緑地区の区域として指定していくましたが、同一又は隣接する街区の複数の農地等がある場合も、それらを一団のものとみなして指定することが可能となりました。

生産緑地法の一部改正について

特定生産緑地制度の創設

なお、特定生産緑地制度の創設に伴う税制については、今後、国からその方向性が示される見込みです。

**所有者を対象に
意向調査を実施予定**

生産緑地地区は、指定から30年を経過したときや、主たる従事者が死亡又は故障により、農業の継続が困難になつたとき以外は、営農を継続しなければなりません。

生産緑地の大半が、平成34年に指定から30年を経過したことから、所有者等の意向を基に、市町村が当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる制度が創設されました。指定された場合、買取り申出の開始時期が10年延長され、10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができるようになりました。

相続等により農地の権利を取得した場合は届出が必要です

農地の所有権や賃借権(旧小作権)を次のいずれかの事由により取得した場合は、農業委員会へその旨を届け出る必要があります。

- ①相続(遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む。)
- ②法人の合併・分割
- ③時効

賃借権の設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。

遺産分割協議の際、賃借権についても話し合いを忘れずに行い、書面に残しておくことが大切です。

届出をしなかつたり、虚偽の届出をした場合には、罰則の適用があります。なお、この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。また、所有権移転登記の手続は、別途必要です。

また、市街化区域内農地所有者を対象に、条例制定に伴う新たな生産緑地地区の指定や特定生産緑地の指定に関する意向調査についても、平成30年度に予定しています。

